

# 「学校の部活動に係る活動方針」

沖縄県立具志川商業高等学校

## 【部活動の意義】

部活動は異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築が図れたり、生徒自身その活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、多様な学びの場として教育的意義は高いです。

自主的・自発的な参加による部活動を通して、スポーツや文化等に親しむことができ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、生徒の成長へ繋がるものとなります。

## 【基本方針】

- 部活動は学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であり、学校の教育目標に基づき今後計画的に実施する。
- 全職員共通理解の下、生徒のバランスの取れた生活と成長に配慮するとともに、部活動の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校として組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

## 【学校教育目標】

「知」・「徳」・「体」の調和のとれた人格の完成とともに、時代をリードできる知識・技術を習得し、自立心、創造性、国際性に富み世界に飛躍できる人間の育成をめざす。

## 【活動方針】

- (1)運動部活動においては、生徒がスポーツに親しむことで生涯にわたり心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質や能力を培う。
- (2)文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性を涵養する。
- (3)生徒が自主的、自発的に活動し、学校教育の一環として教育課程との連携を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

## 1. 適切な運営のための体制整備

- (1)部活動の設置
  - ・本校教育の一環として、部活動を設置する。
  - ・部活動の意義に立ち返り、保護者や地域の理解と協力のもと、生徒の自主性を尊重した部活動を実施する。
- (2)部活動の方針の策定等
  - ・毎年度、本活動方針を策定する。
  - ・部顧問は、本方針に則り年間の活動計画(活動日、休養日および参加予定大会等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日、場所、休養日および大会参加予定等)を作成し、校長に提出する。
- (3)学校全体での共通理解と生徒・保護者及び地域等への周知
  - ・教職員全体での共通理解や、部顧問同士で意見・情報交換を行い、指導方法の改善に努める。
  - ・生徒・保護者に対して、活動方針や活動計画等を明示し、周知徹底を図る。

## 2. 部活動を支える環境整備

- (1)指導体制
  - ・部顧問、ホームルーム担任、保護者間、外部コーチ等の関係者を含め、連携を図り、円滑な運営を心掛ける。
  - ・専門性を有した外部指導者の効果的な活用等、本校の実態に応じた工夫を行う。

### 3. 適切な指導および運営の実施

- (1) 部活動顧問会を設置し、本方針や『運動部活動での指導のガイドライン(平成 25 年 5 月)文部科学省』および学校保健安全法等を踏まえ「生徒の心身の健康管理」、「事故防止および体罰・ハラスメントの根絶」を徹底するため、部活動指導の点検や諸課題について対応する。
- (2) 部顧問は、生徒とのコミュニケーションを充実させ、意欲向上および生徒の自主的な態度の育成を図り、効果的な運営を行う。
- (3) 活動に係る経費を要する場合、保護者の経済的負担に配慮し、保護者の理解を得る。また、その取扱いについては、「私費会計取扱マニュアル」(令和 2 年 3 月改定 沖縄県教育委員会)に則り適正な処理を行い、年度末に教頭および保護者代表の監査を受けた後、保護者へ会計報告をする。

### 4. 適切な休養日および活動時間の設定

「部活動等の在り方に関する方針」(改訂版)(令和 3 年 12 月)を原則としながら、本校の教育目標や本校生徒の発達段階、競技等の特区性を十分に踏まえ設定する。

#### (1) 休養日

- ・学期中は週 2 日以上休養日を設ける(原則として平日、休日 1 日ずつ取得する)。また、週末に大会参加等で活動した場合、休養日を他の日に振り替える。
- ・長期休業中は連続した休養期間を設ける。
- ・定期考査前 1 週間は、部活動休業日とする。ただし、1 か月以内に公式戦等がある場合、部顧問の申請によって短時間の活動を認める。

#### (2) 活動時間

平日は 2 時間程度、休業日は 3 時間程度とする。

### 5. 参加する大会等

高等学校体育連盟、高等学校文化連盟、高等学校野球連盟の主催又は共催する大会等とする。それ以外の行事・催し等への参加については、本活動方針に則り精選に努める。

### 6. 安全管理と事故防止

- (1) 環境条件(気温・湿度・急激な天候の変化等)に応じた適切な指導に努める。
- (2) 生徒が常に安心・安全に活動できるよう事故防止に努める。事故が起きた場合は、「危機管理マニュアル」に従って迅速に行動する。
- (3) 施設・設備・用具の点検項目に従い、定期的に点検・整備を行う。

上記方針は、令和 5 年 4 月 1 日より実施する。

策定期日：令和 5 年 4 月 1 日  
県立具志川商業高等学校  
校長 神谷和彦